

世田谷区 住まいの防犯対策 サポート事業

期間
延長

※申請期限を延長します

申請期間 令和8年1月31日(土) (予定)

※窓口での申請受付は1月30日(金)午後5時までとなります。

※郵送の場合は1月30日(金)必着となります。

※申請対象は購入日、施工日が令和7年4月1日以降のものとなります。

※申請額が予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

区ホームページに申請受付状況を掲載していますのでご確認ください。

世田谷区
防犯キャラクター
せたかくん



・補助対象者

世田谷区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主または世帯員で、かつ、現に世田谷区に居住している方。

なお、共同住宅の場合は世帯ごとの申請となります。管理者や管理組合、賃貸住宅の所有者単位では申請できません。

・補助上限額

4万円 (※補助率10/10、100円未満切捨て)

補足 ギフトカード、商品券、クーポン、ポイント等で支払った分は、補助対象外となります。(ギフトカード等を利用した後の金銭支払い額を補助対象経費として計算します。)

・補助対象品目

防犯カメラ	防犯ガラス
録画機能付きインターホン	面格子
防犯フィルム	防犯性能の高い玄関錠
ガラス破壊センサー	玄関補助錠
センサー付きアラーム	窓補助錠
センサー付きライト	防犯砂利

補足 その他の防犯製品も対象となる場合がありますので、購入前に下記コールセンターへお問い合わせください。
見守りカメラ等の室内を映すカメラは、対象となりません。
ご自身で機器を取り付けた場合の部材・材料は、対象外となります。(延長コードや配線費用など。)

申請 方法

・オンライン手続き: 区HPQ 23301 (下記二次元コードからアクセスできます)

・郵送: 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 地域生活安全課あて

・窓口: 地域生活安全課またはまちづくりセンターへ申請書類を持参

※申請書等の必要書類のほか、申請時にご注意いただく点等を区ホームページで必ずご確認ください。

注意 事項

- ・申請状況によっては補助が受けられない場合があります。
- ・対象品目など補助制度の詳細は、右記二次元コードからご覧ください。
- ・申請から補助金の交付まで3ヶ月程度かかる場合があります。
- ・ご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

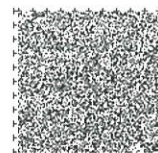
区ホームページは
下記二次元コードより
ご覧ください。



世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンター

☎03-6631-2955 (平日: 午前9時から午後5時まで)

回覧



世田谷区 住まいの防犯対策サポート事業

・必要書類等

① 申請書 ※区の様式です。

② 事前確認書 ※区の様式です。

③ 領収書

宛名、購入日、商品名、領収金額、領収日、販売店の名称がわかるもの。

宛名は申請者ご本人の名義でなければ申請できません。
※代理の方が申請する場合も申請者ご本人の名義であることが必要です。

④ 工事の内容が分かる書類

宛名、工事日、工事の内容、費用、領収日、施工業者の名称が記載された書類を提出してください。

宛名は申請者ご本人の名義でなければ申請できません。
※領収書に記載されている場合は不要です。

※代理の方が申請する場合も申請者ご本人の名義であることが必要です。

⑤ 本人確認書類の写し

氏名、住所、生年月日の記載がある公的機関発行のもの。(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、各健康保険の保険証等)

※代理申請の場合は、申請者ご本人及び代理申請者両方の提出が必要です。

⑥ 口座情報の確認書類の写し

通帳の写し等の銀行名、支店名、口座名義人、口座番号がわかるもの。

⑦ 防犯設備設置後の写真(防犯カメラ、録画機能付きインターホンを申請する方のみ)

下の例を参考に設置後の写真を提出してください。
(防犯カメラは寄り、引きの2種類が必要です。)

※防犯設備設置後の写真(例)

防犯カメラ(寄り)



撮影範囲の50%程度がカメラ本体となるように撮影してください。

防犯カメラ(引き)



撮影範囲の10%程度がカメラ本体となるように撮影してください。

録画機能付きインターホン



本体の設置状況がわかるように撮影してください。

Q

A

よくある
質問

問 インターネットでの購入も対象になりますか。

答 対象となりますが、領収書の提出が必要です。(適格請求書等では認められません。)なお、ギフトカード、商品券、クーポン、ポイント等で支払った分は、補助対象外となります。(ギフトカード等を利用した後の金銭支払い額を補助対象経費として計算します。)

また、譲渡品や個人間での購入品、フリマアプリ等での購入品は対象外となります。

問 共同住宅や賃貸住宅に住んでいる場合も申請できますか。

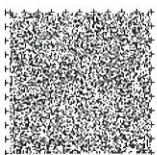
答 共同住宅や賃貸住宅にお住まいの方も申請いただけます。ただし、工事を伴う防犯設備等を購入した方は以下の通り必要な手続きをお願いいたします。なお、専用使用権のない共用部分への工事は補助の対象外です。(専用使用権の有無については、お住まいによって異なりますので、所有者または管理組合等にご確認ください。)

- 賃貸住宅の方は、事前に所有者からの署名押印等が必要になります。(申請書裏面の同意書に記入してください。)
- 自己所有の共同住宅にお住まいの方は、管理組合の規約等をご確認の上、必要に応じて調整を行ってください。
- 共同住宅の管理者や管理組合、賃貸住宅の所有者単位での申請はできません。
- 共同住宅の入口や駐輪場は補助の対象外となります。

※こちらに記載した事項以外であっても、申請内容によっては区からお問い合わせさせていただく場合があります。

※上記以外の注意事項については、右記二次元コードの区ホームページを必ずご確認ください。

※ご不明な点がございましたら、下記コールセンターへお問い合わせください。



お問い合わせ先

世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンター

☎03-6631-2955 (平日:午前9時から午後5時まで)